

建築基準法の道路

- 既存の道を位置指定道路にするための新たな制度を創設しました。（2013年4月2日）
- 道路について（2012年7月18日） **P.362**
- 平成24年7月18日以降に2項道路に接する土地で位置指定道路を築造するとき（2012年7月11日）
- 平成24年7月18日以降に幅員4m未満の通路に接する土地で、43条ただし書許可申請をするとき（2012年7月11日）
- 建築基準法第43条第1項ただし書に基づく許可（2012年7月10日） **P.413**

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例

平成15年3月25日条例第65号(制定)

平成25年3月29日条例第87号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第144条の4第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる基準の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用区域は、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域とする。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法(以下「法」という。)及び令において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 法第42条に規定する道路をいう。

(2) 土地利用区域 法第42条第1項第5号の規定による道路(同号の規定による指定を受けようとする道の部分を含む。以下「位置指定道路」という。)及びこれに接する土地で建築物の敷地として利用されるもの(当該位置指定道路以外の道路により法第43条第1項本文の規定に適合する建築物の敷地で既存の建築物が存するもの(以下「既存敷地」という。)を除く。)のうち別に定めるもの(以下「特定土地」という。)の区域をいう。

(3) 間口 位置指定道路が接続する他の道路(以下「接続先の道路」という。)に土地利用区域が接する部分の長さをいう。

(道に関する基準)

第4条 令第144条の4第2項に規定する同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準は、次のとおりとする。

(1) 他の道路に接続したものであること。

(2) 道に接するすべての土地(接続先の道路を除く。)が特定土地であること。ただし、当該土地のうち、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するもの(以下「がけ地等」という。)、学校、公園その他これらに類する公益上必要な施設(以下「学校等」という。)又は既存敷地であるものについては、この限りでない。

(3) 幅員が6メートル以上であること。

(4) 延長(既存の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下同じ。)が35メートル以下であること。ただし、第6号に規定する土地の部分は、道の延長に算入しない。

(5) 市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合を除き、道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の隅角をはさむ辺の長さ3メートル(交差、接続又は屈曲により生じる内角が6

0度以下の場合にあつては、4.5メートル)の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること(がけ地等、学校等又は別に定める既存敷地が存することにより間口を18メートル以上確保することができないときは、角地の隅角をはさむ辺の長さ4.5メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを道の片側にのみ設けたものとするができること。)

(6) 接続先の道路の幅員が6メートル未満であるときは、次の基準に適合していること。

ア 接続先の道路の幅員が4メートル以上6メートル未満の場合は、接続先の道路の反対側の境界線から6メートルまでの土地の部分を道に含むこと。

イ 接続先の道路が法第42条第2項の規定による道路である場合は、接続先の道路の中心線から4メートル(当該道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地等に沿う場合においては、当該がけ地等の道路の側の境界線から6メートル)までの土地の部分を道に含むこと。

(7) コンクリート又はアスファルト・コンクリートで舗装されていること。ただし、市長が道の機能の維持に支障がないと認めたものは、この限りでない。

(8) 縦断こう配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。

(9) 縦断こう配が9パーセントを超える道については、滑り止めの処置が施されていること。

(10) 令第144条の4第1項第5号の基準に適合していること。

(道に関する基準の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、土地利用区域がその周囲をがけ地等、学校等若しくは既存敷地に囲まれている場合又はがけ地等、学校等若しくは別に定める既存敷地が存することにより間口を10.5メートル以上確保することができない場合の令第144条の4第2項に規定する同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準は、次に定めるところによることができる。

(1) 幅員が4メートル以上6メートル未満であること。

(2) 市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合を除き、道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル(交差、接続又は屈曲により生じる内角が60度以下の場合にあつては、3メートル)の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること(がけ地等、学校等又は別に定める既存敷地が存することにより間口を18メートル以上確保することができないときは、角地の隅角をはさむ辺の長さ3メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを道の片側にのみ設けたものとするができること。)

(3) 前条第1号、第2号、第4号及び第7号から第10号までに掲げる基準に適合していること。

第6条 前2条の規定にかかわらず、建築基準法施行規則(以下「省令」という。)第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第2条の規定の施行の時をいう。)に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道(法第42条第1項第5号の規定による指定に係る幅員が4メートル以上のものに限る。)に係る令第144条の4第2項に規定する同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準は、次に定めるところによることができる。

(1) 袋路状の道（その一端のみが道路に接続した道をいう。以下同じ。）にあつては、省令第9条の規定による申請の際現に幅員が4メートル以上であること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 幅員6メートル未満の袋路状の道にあつては、次の基準に適合していること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

ア 延長が70メートル以下であること。

イ 延長が35メートルを超えるときは、終端及び区間35メートル以内ごとに省令第9条の規定による申請の際現に令第144条の4第1項第1号ハに規定する国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること。

(3) 令第144条の4第1項第4号に掲げる基準に適合していること。

(4) 第4条第1号、第2号、第7号、第9号及び第10号並びに前条第2号に掲げる基準に適合していること。

(委任)

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後において、建築基準法施行規則第9条に規定する申請書が提出された道について適用し、同日前に当該申請書が提出された道については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第87号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

京都市道路の位置の指定等に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
規則第 190 号 (制定)
平成 25 年 3 月 29 日
規則第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法施行令(以下「令」という。)、建築基準法施行規則(以下「省令」という。)、京都市建築基準法施行細則その他別に定めがあるもののほか、建築基準法(以下「法」という。)、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定の申請書等の様式)

第 2 条 省令第 9 条に規定する申請書は道路の位置指定・変更・廃止申請書(第 1 号様式)とし、同条の表に掲げる付近見取図及び地籍図並びに同条に規定する承諾書は道路の位置指定・変更・廃止申請図(第 2 号様式)とする。

(特定土地)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する別に定めるものは、同号に規定する位置指定道路から奥行きが 2 メートルに満たない部分を有しない土地(周囲の状況及び土地の形状により、当該部分を有することについて市長がやむを得ないと認める場合にあっては、当該部分を有する土地)とする。

(条例第 4 条第 5 号等に規定する別に定める既存敷地)

第 4 条 条例第 4 条第 5 号並びに第 5 条各号列記以外の部分及び第 2 号に規定する別に定める既存敷地は、道路の位置指定・変更・廃止申請書の提出があった日まで引き続いて 3 年以上法第 2 条第 1 号に規定する建築物が存している土地とする。

(道路の位置の指定に係る舗装の技術的基準等)

第 5 条 条例第 4 条第 7 号に規定するコンクリート及びアスファルト・コンクリートによる舗装の技術的基準は、市長が定めて告示する。

(道路の位置の指定に係る側溝及び街渠きよの技術的基準)

第 6 条 令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する側溝及び街渠の技術的基準は、市長が定めて告示する。

(予定道路の指定)

第 7 条 市長は、法第 42 条第 1 項第 4 号に規定する道路を指定した場合には、その旨を公告するものとする。

(私道の変更又は廃止の承認の申請)

第 8 条 京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定による私道の変更又は廃止の承認を受けようとする者は、道路の位置指定・変更・廃止申請書に道路の位置指定・変更・廃止申請図を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に省令第9条の規定により同条に規定する申請書並びに同条の表に掲げる付近見取図及び地籍図並びに同条に規定する承諾書の提出を行った者であつて、この規則の施行の際道路の位置の指定に係る処分を受けていないものに対する第2条の規定の適用については、当該申請書は同条に規定する道路の位置指定・変更・廃止申請書と、当該付近見取図、地籍図及び承諾書は同条に規定する道路の位置指定・変更・廃止申請図とみなす。

附 則(平成13年1月4日規則第85号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年1月17日規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市道路の位置の指定等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる建築基準法施行規則第9条の規定による道路の位置の指定の申請及び京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定による私道の変更又は廃止の承認の申請(以下「道路の位置の指定等の申請」という。)について適用し、同日前に行われた道路の位置の指定等の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月25日規則第91号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月9日規則第83号)

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第113号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

正

位置指定

道路の変更申請書

廃止

(あて先)京都市長		年 月 日			
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所 の所在地)		申請者の氏名(法人にあつては、名称及 び代表者名) 印 電話 ー			
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行規則第 9 条 <input type="checkbox"/> 京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 2 条		の規定により道路の			
<input type="checkbox"/> 位置の指定 <input type="checkbox"/> 変更の承認を申請します。 <input type="checkbox"/> 廃止の承認					
築造主	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 印 電話 ー				
代理者	住所	氏名 電話 ー			
設計者	住所	氏名 印 電話 ー			
工事施工者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可()第 号 <input type="checkbox"/> 知事			
土地の地名地番	京都市 区				
用途地域	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	その他の地域地区		
指定を受けようとする道路	幅員	メートル	メートル	メートル	明示方法 <input type="checkbox"/> U字型側溝 <input type="checkbox"/> L字型街渠
	延長	メートル	メートル	メートル	

平成24年7月18日以降に2項道路に接する土地で位置指定道路を築造するとき

ページ番号124927

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2012年7月11日

■平成24年7月18日以降に2項道路に接する土地で位置指定道路を築造する事前相談を行う場合、道路中心線を確定するための、狭あい道路整備協議をしていただきますよう、お願いします。

従来、2項道路に面する土地で位置指定道路を築造する場合、狭あい道路整備申出をしていただき、道路後退杭を設置していただいておりますが、京都市細街路対策事業実施要綱が施行される平成24年7月18日以降に、2項道路に面する土地で位置指定道路を築造する事前相談を行う場合、狭あい道路整備協議で関係権利者の同意を得て道路の中心線の確定をし、京都市が支給する道路中心鉄及び道路後退杭を設置していただきますよう、お願いします。

また、道路後退杭及び道路中心鉄の設置が終わりましたら、杭等設置報告書の提出もお願いします。

平成24年7月18日以降に幅員4m未満の通路に接する土地で、43条ただし書許可申請をするとき

ページ番号124928

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2012年7月11日

■平成24年7月18日以降に幅員4m未満の通路に接する土地で建築基準法第43条第1項ただし書の許可申請をする場合、通路後退線を明確にするための通路後退杭を設置していただきますよう、お願いします。

従来、建築基準法第43条第1項ただし書の許可申請をする場合、通路後退線の位置を線状に明示していただいておりますが、京都市細街路対策事業実施要綱が施行される平成24年7月18日以降に、幅員4m未満の通路に接する土地で建築基準法第43条第1項ただし書の許可申請をする場合、許可申請書に添付する配置図に、通路後退杭の設置位置を記載していただき、京都市が支給する通路後退杭を設置していただきますよう、お願いします。

また、通路後退杭の設置が終わりましたら、杭等設置報告書の提出もお願いします。